

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。ひまわりこども園、山本園長は、卒園式のため午前中欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

9番、田淵議員の質問を許します。9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、3月議会に当たり、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、少しもう遅いのかもわかりませんが、所信表明よりということで質問させていただきます。

さて、まず、森下町長、ご当選おめでとうございます。少し挨拶が遅いのかもわかりませんが、また、議会のほうも新人議員が4名加わってくれまして、私も何か小学校のころ、新入生を迎えてわくわくしたような気持ちが思い出され、新鮮な気持ちになってまいります。

そういうことで、2期目の森下政権と新しい議会に今後の期待を持って質問に入らせていただきます。

さて、まず地方創生についてお伺いいたします。

所信表明では、この地方創生を、例の増田レポートを受けてのことと指摘されておりますが、私の見解は少し異なっています。解釈が間違っているとは申しませんが、私は、以前からあった話が、バブル崩壊後の日本、特に世紀が変わったあたりから、特に識者の間で「地方創生」ではなく「地方再生」の必要性が緊急を要すると指摘されていたわけで、降って湧いた話とは全く思っておりません。

さて、この間、議会事務局に参りますと、各議員にDVDの2枚セットが配られておりました。早速持ち帰り、3月議会のために準備をしながら見せてもらいました。準備をしながら見るというのは随分いい加減な見方かもしれませんが、事務的な話が長々と続く上に、参考資料がないので、詳細についてはほとんど理解できないというのが正直なところであります。

しかし、最初の石破地方創生担当大臣の挨拶はきっちり見せてもらったつもりであります。それは、都市圏、特に東京の人口の供給源は地方であり、地方が崩壊すれば東京も崩壊する。それは日本の崩壊に直結しているとの指摘であり、それが地方創生の取り組みの理由でもあるというものであります。そして、この地方を再生できるかどうか、日本が再生、創生できるかにかかっているとされておりまして。

それくらい大切な改革で、大臣は「それは旧来のやり方ではなく、新しい考え方に立っ

た行政運営であって、KGI（キー・ゴール・インジケーター）到達目標を明確にし、KPI（キー・パフォーマンス・インジケーター）重要業績評価指数を達成していくために、PDCAをどのように回すのかが課題である」と、難しい横文字を並べて示されております。そしてなおかつ、以前から森下町長が提唱されております「住民参画型行政の必要性が、そのプランの段階だけでなく、チェックへの住民参加まで必要である」と指摘しております。さらに、地方が活性化するという事は「自立のあり方、国、地方のあり方を創生するものであり、古（いにしえ）の方に恥じることなく、将来に何を残すかということだ」と締めくくっておられました。

私は、このDVDを見て、平成24年の3月議会で——町長就任の2年目のときであります——「これからのまちの課題と改革」と題しまして質問させていただきましたが、その中で、行政改革、人口の減少、少子高齢化と地方交付税と経常収支比率、小さな政府と大きな政府、そして財政健全化と夕張という題で質問させていただきました。その中で、TQM（トータル・クオリティー・マネジメント）、またNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）についての質問をさせてもらったことを思い出しております。

そしてさらに、今回の地方創生は、表現が不適切なのかも知れませんが、役割分担をしながら進めていくと言ってはいますが、市町村には「法的な策定義務があります」という表現をしておられます。このことは、このまま地方に任せていたのではいつまでたっても地方分権は進まない、中央集権で地方分権を行うというような強い圧迫感を感じるのには私だけではないでしょう。しかし、もしかしたら、このほうが手っ取り早く、日本人の体質に合っており、地方分権への体質転換がうまくいくのではないかとというようなことまで思っております。

さて、そこでお伺いしますが、町長は今回の所信表明の中で「地方創生は、国・県の動向に注視しつつ、英知を結集し対応してまいりたい」、また「皆様が参加できる体制を多く持たせていただき、出前講座等の機会を通じて、ご意見、ご提案を数多くいただくことができれば、住民ニーズに基づいた町づくりと効率的な行政運営につながると考えております」とのご発言でございます。

このことに何の異論を唱えるどころか、私も全くそのとおりでと思います。そこで、これらのことを踏まえた上で、この内閣直結で進められていこうとするまち・ひと・しごと創生とはいかなるものであると理解しておられるのか。さらに、このテーマにどのような手法で取り組んでいこうと考えておられるのかをわかりやすくお示しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

田渕議員の1点目、所信表明よりということで、地方創生につきましてお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生とは、少子高齢化の進展に対し、地方の人口の減少に歯止めを

かけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい地域社会を形成し、将来にわたって活力ある地域を担う多様な人材を確保し、就業の機会を創出することであると考えてございます。

少子高齢化が進み、全国的に人口が減少する中、町としましても、人口減少に対するさまざまな施策を展開した結果、一定の効果はあったかと考えます。しかし、今後も何らかの施策を講じなければ人口減少に歯止めがかからないのは確かでございます。

今後は、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、人口の現状と将来の展望を示す地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5年間の目標や施策をまとめた地方版総合戦略を策定してまいります。総合戦略を策定する上で多くの方々のご意見を反映することが重要であるため、住民はもちろんのこと、行政機関、各種団体、民間事業者などで構成する組織を立ち上げる考えでございます。

また、総合戦略では、施策や事業に対する数値目標や客観的な指標を設定し、効果の検証を行うことが求められており、これらの検証についても同様の組織で検証していただき、必要に応じて総合戦略を改訂し、人口対策につながる施策を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 再質問に入らせていただきます。

町長が今ご答弁にございましたように、総合戦略では施策、事業に対する数値目標や客観的な数値を設け、効果の検証を行うことというご発言でございます。私も全くそのとおりやと思います。

このまち・ひと・しごと創生という話ですけれども、いろんな、この間、阪本課長からご説明いただきまして、プレミアム商品券などという施策がございますけれども、今、町長が言われましたこの創生法に基づいた5年間の目標を立てる、これがこのまち・ひと・しごと創生のメインだと思います。それで、今、町長がご答弁されたとおりだと私も思います。

そこでですけれども、今もう町長がおっしゃいますように、数値目標が必要やと。いわゆるキー・パフォーマンス・インジケーター、行動を起こす指数が必要やと。そのためには、当然、到達点、キー・ゴールのほう、ゴールのほうがどこにあるかということがわからなんだら、これできんというのは、この理論、当然だと思います。この筋道をちょっと詳しく説明させてもらっているんですけどね。

それなら、町長がご答弁の中で、町としても人口減少に対するさまざまな施策を展開した結果、一定の効果がありました。この議場の中で何回か話、論議させてもらったことがありますけれども、このとおりだと言うた、こういうようなあやふやなことはもう今後通らんということになってくるわの。

そこでなんですけれども、少子高齢化の進展に対し地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正し、とございます。ここで、これが私、一番

地方でも同じテーマになる、一つのキーポイントになると思うんです。キーって、ゴールになると思うんですけど、ゴールを決めるための一つのキーポイントになると思うんです。

この少子高齢化と東京一極集中、この原因って、今どこにどういう形で起きたと町長はお考えなんでしょうか。少子高齢化というのは、地方が置かれた問題や問題やとよ言われます。これは何でこういう現象が起きたんや、東京一極集中というのは何で起きたんや、町長はどのように理解されておるかということについて伺いたいと思います。

それから、いま一つ、総合戦略を策定する上で住民はもちろんのこと云々というようなことを言っておられます。そのとおりだとも思います。では、この組織、どのような手法で、いつごろ立ち上げて、いつごろ結論を出すというように考えておられますか。

もっとも、この質問というのは、一番最初の質問でこんなにしますよって答えてもらうつもりでしたんやけれども、ちょっと答弁が抜けておりましたんで、改めて再質問で質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えしたいと思います。

東京一極集中について、そして少子高齢化についてというような形のご質問であったかと思えますけれども、これ、田淵議員と私も同様だと思うんですけども、やはり就業の場が、まず1点目の東京一極集中でございますが、なかなか地方では就業、就労の場がないというような形の中で、東京にいろんな形で固まったのではなかろうかなと、その辺は同様だと思います。

それとともに、少子高齢化というのは、これは基本的には地域、地方だけではなくて、やはりこれは東京というか日本全国の問題だと思います。というのが、じゃ、東京は人口増えているけれども、どういった形で増えているのといえ、子どもの数というか、出産等々に関しましても、随分と低いというふうな形は統計で出ておるかと思えますので、この辺につきましても田淵議員と同様だと思うんですけども、だから、この辺については、一地方というか一市町というよりも、全体的な国レベルで今後も検討していかなければならない課題、大きな問題ではなかろうかなと、このように思っております。

そして、続きまして、2点目の地方版総合戦略のこれをつくる時期等々というような形のご質問であったかと思えますけれども、これにつきまして、細部というか、これは防災企画課の課長のほうからご答弁させていただくということでお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 田淵議員にお答えします。

この地方版総合戦略の策定、これは27年度の中で行っていくということになっております。その行う方法という形なんですけれども、まず、委員さん等々を選任させていただいた中で、明快な数値目標等々、国のほうからこの策定に当たるための手引等はいただいているわけなんですけれども、何分、どこの自治体もこの計画書というのは今までつくったことがございません。国のみが今つくっておって、その国の内容を地方版として落とし

ていきなさいよという、そういう手引の内容になるわけなんですけれども、正直、その内容について僕自身も100%把握しているかというたら、そこまでまだ至っていないのが実情です。

それと、この地方総合戦略はもちろんなんですけれども、27年度には町の長期総合計画の後期5カ年の策定も計画しております。それで、その長計とこの地方総合戦略の計画の整合性というんですか、関連性というんですか、そこらあたりの調整等も必要になってくると思っております。それで、同時期に策定するという事の中で、例えば長計につきましては、その委員さんを委嘱させていただいた中で何回かの会議の中で検討させていただく、また、その策定に当たっては、今は町民の方のアンケート調査等をしてはどうかという、これは案ですけれども、それも持っております。そのアンケートの中で、その2つの大きな計画をつくるのであれば、関連性を持たせたアンケート内容等々は考えていこうかなという、まだはっきり、こういう形でやるということについてはまだそこまでは至っていないのが現状ですので、今後もう少し勉強させていただいて、確かな計画の策定ということで努力していきたいと考えております。

ただ、もちろん26年度の補正予算での予算になりますので、27年度から28年度への繰り越しというのがききませんので、27年度中の策定ということでご理解いただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 少子高齢化、東京一極集中はなぜ起きたのかという町長のご答弁、基本的には私も全く同じ。

ただ、なぜこういう大きなことにこだわるかと申しますと、先ほども申しましたように、結局5カ年計画を立てていくときに、これが一番、私、根元になると思うんです。ただ、1つだけ付け加えてって、町長おわかりの上に私がくどいことを重ねてしまうのかもわかりませんが、昔は子どもさんがたくさんあって、都会のほうに職場がある。どんどん行った。でも、基本的には、町を守る、村を守る基本的な人数だけは残っていたんですよ、あの増田レポートにあるように。生産するという表現は非常に不謹慎な表現になるんかもわかりませんが、人口を維持していただく、次から次へ産んでいただけるのが残っていたんですよ。これがなくなったというのが少子高齢化の最大の理由だと思うんです。

そこで、何を言いたいかというと、やっぱりこの基本的な少子高齢化を支えるというのは、地元でどれだけ働く場があるかということで、この1点やということは強く言っておきたいんです。そのために、次というのはまた別の機会にしたいと思います。

それで、防災企画課長のほうからこのことについて随分と、今年の前定ですか、おっしゃるように、26年度の補正は28年度まで繰り越すことはない。ただ、当然だと思っておりますけれども、今年中にするという事の中で。

ここで町長にお伺いしたいんですけれども、今の仕事があるかないかというのがまず最

大のポイントであるということから踏まえまして、このまち・ひと・しごと創生、この創生というもののキーポイントというのは、人口対策、町長も人口対策につながる施策を実施してまいりたい、こう言っておられます。私もここだと思うんです。石破さんに胸を張って、美浜町は8,000人を守りました。あなたとこは合格ですって花丸つけてくれると私は思います。

町長はこの5年間、もう何度もここで話したけれども、8,000人の人口維持というものについて、これは防災企画課長とか何とかより町長の考え方を聞かせてください。あなたは、もう今年中につくる、目に見えている、それならこの人口というものを、今言うように職場をいかにつくるかということがキーポイントになる。その中で何人ぐらい養えるか。5年って申しませんけれども、これくらい、絶対ここは守りたい、町長の一つの腹のうちをお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

田淵議員、5年の人口はどんなものですかというふうなご質問ということでよろしいんですよね。はい。

私自身、4年前、こっちへ町長として寄せていただいたときですけれども、やはり8,000人というような形で私自身お話しさせていただきました。現在の人口はといいますと、田淵議員もご存じだと思いますけれども、7,700人を切っておるのが現実でございます。

じゃ、これはなぜですかということですが、やはり社会増減、そして自然増減、この2つで言いますと、どちらもマイナスの要因の中でこういった8,000人だったのが7,600人台になっておるのが現実、寂しい現実を目の当たりにしておるのが現実でございますが、じゃ、今後5年間ということですが、私の希望といたしましたらば、この地方版総合戦略というような形の中で、田淵議員もおっしゃる就業ということも一番大きな課題だと思うんですけれども、なかなか就業、就労の場に関しましたらば、即座にできるというケースは随分と低いのではなかろうかなと、このように思います。そういった形の中で言えば、やはりなかなか社会増というのは難しいのではなかろうかなと思います。そういった形で言えば、でき得れば7,500人台をキープしていきたいなとは思っています。

ただ、これに関しましても、改めて地方版総合戦略の中で取り組んでいくべき、また長期総合計画に基づいてやっていくべきと私自身は認識してございますが、なかなか難しいというのは、やはり出産ということであっても、少子化、そして未婚化、そして晩婚化、そして就労の場がなかなか見当たらないということがございますので、逆にまた何かこれに関しましても、田淵議員はじめ多くの皆様方のご提案、ご提言があれば随分とありがたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） じゃ、次の質問をお願いします。

○9番（田淵勝平君） 時間の関係で次へ移らせていただきます。

同じ所信表明の中から、津波による犠牲者ゼロということについて質問させていただきます。

次の問題ですけれども、津波による犠牲者ゼロへについてお伺いいたします。

このテーマについての考え方に異論があるわけではございません。また、東日本大震災が起きた年から、私はこれだけ大きな行政課題があるがゆえに、30年、50年の長期計画を策定するべきであると何度も指摘されてきました。そして町長も理解してくれておりました。そして、今年になって30年計画が示されました。しかし、その示されるまで、住民にも議会にも意見具申や経過報告というものが全くなく、突然の完成品が提示された形であります。

そこで言いたいのでありますが、防災は自助・共助・公助という考え方で、もっと住民参画の形が必要なものと考えているのは私だけなのであるでしょうか。残念ながら、完成された30年の長期計画も、あれは町がつくったものと、みんなの計画というイメージは残念ながらございません。

そのようなことからいたしまして、町長のやり方は余りにも一方的過ぎると受け取れ、この防災対策というものについて、もう少し町長の提唱される住民参画型行政というものが組み入れられないものか、この機会にお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目、津波による被害者ゼロでございますが、未曾有の大惨事となった東日本大震災は3月11日で4年が経過し、テレビ等の映像を目の当たりにし、改めて地震、津波の恐ろしさを再認識いたしております。

町におきましても、南海トラフ巨大地震が起これば甚大な被害が想定されていますが、人的被害につきまして、長期整備計画の遂行はもとより、自主防災会等との連携をより密にし、一人の犠牲者も出さないという目標に邁進したいと考えてございます。

さて、30年の長期整備計画の策定に当たり、私のやり方が余りに一方的であり、私が提唱する住民参画型行政というのが組み込まれていないのではないかとのご指摘でございますが、私はそうは思っておりません。

1期4年の任期中に各地区からいただいた要望書、また毎年行った地区懇談会でのご意見を参考にさせていただき、浸水予想等を勘案した中で策定させていただいたものであり、自主防災会のご意見もいただいております。

議会の全員協議会でのご説明時にも、突然の完成品を提示したのではなく、あくまで計画（案）としてご説明をし、質疑の中で訂正に及ぶご意見もなかったと担当課から報告を受けてございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 昨日、土砂災害のハザードマップでも、中西議員のほうから、こういう声がありますよと言っておられました。私も、ある区長さんから、自主防災会とい

うことになるんでしょうけれども、あれで一回説明しただけで、区民に、区長はそれでもう了解したんかいと言われたら、わし困るなというような話も伺いました。

しかし、そこは置きましょう。町長が、私はそう思うんやと、もう十分説明したんやと言うんなら、もうそれで結構です。私も町長の住民参画型というのがそういうような形のものであり、今後はそう付き合わせてもらいます。そのかわりに、私がこう発言したということも十分ご理解いただけたらと思います。

ただ、あの説明の中で、ちょうど選挙前でね、皆、心情的に物すごく忙しかった、多分町長も忙しかったと思います、そういうときに説明されたら。それで、いきなり配られて、1回説明して、ああ、終わったわ、説明したというんなら、それはそれでいいでしょう。

しかし、あの場で「これは決定ですか。新しい案が出たときはどうですか」って、私、発言させてもらいましたよ。それでまた、「今後その中では組み入れていく可能性もあります」とも課長も言うておられましたよ。ただ、それがそうなら、それでいいです。もう時間もこれなんで、このことについてはもうそれで了解します、町長のやり方ということで。

ところで、1つだけ伺います。

津波が起きたときに逃げる場所を確保するのと、津波が起きた後での対策というものは、やっぱり避難路とか避難地を確保するのは、これどう考えても優先ですよ。そうですね。もう再々質問までいきたくないんで。そうですね。

ならば伺いますけれども、三尾のヘリポート、あれは、所信表明なり、その先の説明もありますけれども、避難路は確保されて、避難地は確保されておるけれども、孤立する。それは最後ですよ。このことだけちょっとだけ伺いしておきます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） ヘリポートに関しましてのご質問であったかと思えます。

避難地、避難路の整備とともにございますが、三尾地区に関しましたらば、やはり孤立するおそれの可能性が高い地域でございますので、この辺に関しましたらば、やはりヘリポート、緊急の離発着場のヘリポート場の建設ということで考えてまいりたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） では、3点目ってください。

○9番（田淵勝平君） 私、伺ったのは、避難路のほうが先じゃないんですかということ言うだけで。はい、私は発言しましたから。

次に、同じ所信表明の中で、あたたかい町づくりをめざしてということについてご質問させていただきます。

少子高齢化社会を視野に入れて云々という必要性や考え方については、私も全く同じように考えました。

しかし、その中で「住民一人ひとりが自分にできる範囲で『意識づくり』『場づくり』『風土づくり』に取り組み、『みんなが参加、みんなを支え合い、みんなで安心』笑顔が輝く町づくりを進めてまいります」ということについて、どういうことをどのようにイメ

ーじしておられるのか、異論ではなく、イメージしかねます。もう少し具体的に、どのような取り組みを行っていかうというのか、わかりやすくお示しいただけたらと思います。

次に、「団塊の世代に社会参加へのきっかけをつくり、介護予防としての取り組みはもちろんのこと、地域の福祉戦力として捉え、地域で生かされる活動を期待する」という部分についても、同じように具体的にどのような施策を進めていかうと考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

それから、ひまわりこども園のことについて質問させていただきます。あたたかい町づくりという一くくりの中に入れておりますので、ちょっと異質な質問になるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

次に、ひまわりこども園の運営についてお伺いします。

この件につきましては、以前から何度もこの議場で議論をしまいいりました。その必要性等々については省略させていただきます。

公営・民営について私の意見は別といたしまして、前町長のお考えの中から、開園から5年をめどに民営化の方向で進んでいくと理解しておりました。町長がかわりますと路線変更もあり得るということで理解しますので、異論を唱えるつもりはございません。

ただ、「民営、公営については検討委員会をつくり検討する」ということで、それもよいことであらうでしょう。検討委員会の予算を確保した後に路線変更して教育委員会で検討。これも認めましょう。そして、1年間検討の結果、教育委員会は、財政は別にして公営でいくべきであるとの結論を出しました。しかし、結論を受けての町長の意見は、「27年度以降に再度検討委員会をつくり検討する」とのことでございます。結局、1期4年、結論は全く出ませんでした。

議場は議論の場ではありますが、参加したことは、ころころ変わる一般質問の答弁に翻弄されてきたというのが率直な実感であります。

そこでお伺いしますが、所信表明の中で「今後とも、ひまわりこども園を中心とした教育・保育及び子育て支援を充実させるべく人的、物的支援を継続していく考え」とのご発言ですが、いつどのようなメンバーでどのように検討していかうと考えておられるのか、明快にお示しいただきたいと思います。

さらに、この件について考えてみれば、現教育長には一度もお考えを伺ったことがございません。教育長のお考えをお示しいただけたらと思います。特に、前教育長が「財政のことを考えてはいませんが、公営が適切と考える」という考え方についてのご見解をお聞かせいただけたらと思います。

以上。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の3点目、あたたかい町づくりをめざしてにお答えいたします。

住民一人一人が自分にできる範囲で意識づくり、場づくり、風土づくりに取り組み、み

んなが参加、みんなで支え合い、みんなで安心、笑顔が輝く町づくりを進める取り組みをどう行っていこうと考えるかについてでございますが、生き生き健康づくりとして、みはま学園事業の運営、70歳以上の方を対象に敬老会の開催、高齢者生きがい対策事業といったしまして、町老人クラブ連合会におきまして、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり、地域づくりを目標に、会員増強運動ということでスポーツ大会、ボランティア活動等に参加を呼びかけることにより、健康維持や地域社会への参加のきっかけ、背中を押す取り組みを支援してまいりたいと考えてございます。

そして、団塊の世代に社会参加へのきっかけづくり、介護予防としての取り組みはもちろんのこと、地域の福祉戦略として捉え、地域で生かされる活動を期待するという部分について、どのような施策を進めていこうと考えておられるのかについてでございますが、少子高齢化社会が急速に進む今日において、高齢者が生涯現役として多様な形で社会参加することが求められている中、長年培ってこられた知識と経験、技能を生かした仕事の場、それを担う中核的な組織として、シルバー人材センターの役割は一層重要なものになってくると考えます。

町といたしましても、高齢者の方々が自発的かつ自主的にボランティア活動、地域活動、文化教養活動など幅広く社会に参加していただけるよう、今後ともシルバー人材センターの運営等を支援してまいりたいと考えてございます。

そして、ひまわりに関しまして、ひまわりこども園を中心とした教育・保育及び子育て支援を充実させるべく人的、物的支援を継続していく考えということにつきましてお答えいたします。

以前の答弁でも申しましたように、私は、子どもたちの育ちと学びに視点を当てた教育委員会からの報告を受けて、基本的には、ひまわりこども園の運営につきましては、若い世代の子育てを自治体が責任を持って支援すること、乳幼児から小学校、中学校とつながる美浜町の子育ての一貫性及び町の子育て方針の反映をさせやすい運営形態であることが大切な観点であると考えておりました。

あわせて、ひまわりこども園は、町にとって唯一の公立こども園であり、美浜町のよりよき子育てシステムを構築し、就学前教育及び保育の中核を担う施設であり、その運営形態につきましては慎重に検討する必要があるとも考えていました。

それらのことを受け、今後は、教育委員会からの報告を重く受けとめた上で、幅広く町民の方々からの意見を拝聴するため、検討委員会を設置することを模索してまいりました。

そんな中、このたびの町長選挙を受け、今後4年間の私の町政運営に関する基本的な考えを所信表明として示させていただきました。私といたしましては、教育・保育及び子育て支援を充実させることは、町の重要な施策の一つであると考えます。

以前にも申し上げましたとおり、ひまわりこども園の運営につきましては、平成27年度をめどに検討委員会を立ち上げ、その中でより適切な運営形態について協議していただくことも考えておりました。そんな中、平成27年4月から施行される子ども・子育て3

法に係る子ども・子育て支援新制度について精査していく中で、幼保連携型認定こども園の設置を継続運営していくことが適切であるとの見解を得ました。

よって、以前の議会で答弁させていただいた検討委員会の設置時期等については、いま一度検討していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） おはようございます。

田渕議員のご質問の前教育長の「財政のことは考えていないが、公営が適切」との答弁についての見解はというご質問についてお答えをいたします。

何よりも、子どもたちの健やかな成長を図ることがその考えの根底にあるわけですが、こども園で行われている幼児教育・保育と小学校教育の連続性を考えたとき、また小1プロブレムという言葉であらわされるように、小学1年生時に起こるさまざまな問題について考えたとき、できるだけ問題を小さな状態で済ませるために、そしてまた小学校入学後のその後の子どもたちについて、保育士と教員の連絡や相談が必要となってまいります。そのためには、こども園と小学校との連携と連続性が不可欠だと考えます。

よって、私も、同じ設置者となる両教育施設間での連携や意思統一の図りやすい公営が望ましいものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 「あたたかい町づくりをめざして」「住民一人ひとりが『意識づくり』『場づくり』『風土づくり』に取り組み、『みんなが参加、みんなで支え合い、みんなが安心』笑顔が輝く町づくり」、すごい、素晴らしいことが書いてあるんです。

しかし、聞いてみれば、みはま学園事業の運営、敬老会、老人クラブのスポーツ大会にボランティア活動のことだそうですね。町長のご答弁も非常にきれいな文言が並んでおりました。しかし、現実にこういうものだったら、これを取り上げてわざわざ大仰な表現せいでええん違うんかいな。また、シルバー人材センターというものが「団塊の世代に社会参加へのきっかけをつくり、介護予防としての取り組みはもちろんのこと、地域の福祉戦力として考え、地域の生かされる活動を期待する」。これがシルバー人材センター。ちょっとそんなに大仰に言わいでええん違うん。もしあるんだったらね。老人クラブ云々、敬老会云々も含めて、このシルバー人材センター、この活動をより強く進めていきたいというぐらいで、こういうきれいな文言の羅列見たら何か期待しますよ、誰でも。いや、違うんやと。田渕、おまえのその考え間違ってる。そうじゃないんや、今までと違って、一つころっと生まれ変わったような新しい案があるっていうんなら、おっしゃってください。町長がきれいな言葉並べられたあげくの果てに、それがシルバー人材センターやったら、かくっときます。

それと、もう再々質問のこと申し上げる。この話を聞いて、わざわざこういうものを、これどこの課長が書いてくれたんか知らんけれども、きれいな文言のほうをそのまま受け

取ったら、これはそのこのそういうシルバー人材センターというより、教育委員会、うちとこはこれ正しいと思ったんやけれども、これ生涯学習の世界じゃないんですか。そういう認識、皆さんらから起こってこなかったんですか。今の教育長が生涯学習に対してすばらしい考え、持ってあるということ、私も知っております。町長としてはあんまり意見合わんと思うんで、私、町長には申しませんけれども、これもう一度、このことについてこう考えるということ、生涯学習の方向、視点から見たら、どなたがご答弁してくださるんかわかりませんが、一回答弁してくださいよ。

もうこういう、もちろん町長、こうなんですよ。いや、そうじゃない、あるんやっていうたら言うてもろたらええんやで。

ちょっと異質なことになって、聞いておられる方も理解しかねると思いますけれども、ひまわりこども園のほうですけれども、改めて言うておきますけれども、私は以前から、民営がええとか公営がええとか言うてるんじゃないやありませんよ。明確にするべきだと言っているんです。

そこで伺いますけれども、子ども・子育て関連3法って、これあるらしいですよ。ネットでちょっと調べてみたんです。そうしたら、25年4月にこれ決まっていたんですよ。25年というたら、町長、我々ね、かんしゃく、おたくもかみながら、私もかみながら、民営や公営やと口角泡を飛ばして議論したときじゃないんですか。

その時分に、どういう法律でも、今日は決まったから、明日からしなさいというような法律ないですよ。当然、未施行期間という余裕持っておりますよ。そのことから見ますと、25年の4月に決まった時点で、市町村は基本指針とか事業計画を検討しなさいと、これそういうふうになっているでしょう。そして、認定こども園の職員にも26年の時点で、27年度からいくというような、27年と26年の中間の時点で職員の方にも説明しなさいという、研修等を進めなさいという、結局27年度から始まる、どうこうというんだったら、もう26年度ぐらいにはかなりのことをしてなけりゃいかん。いやいや、これ27年度から本格的運用とはいうけれども、うちとこは27年度からしませんよというんなら、それでも結構です。

ところが、それならそれで25年の時点で、町長、何で言うてくれんですか。ほんならこんなに長い間、こう言うのにああ言う、ああ言うのにこう言う、そんなもめなんだと思いませんか。

それと、まだ今この中にでも検討委員会云々という言葉が出た。もう検討委員会必要ないんちゃうん、それやったら。そんな気がします。

まず、このことについて明快なご答弁願いたいと思います。

それと、教育長にお伺いします。

前の教育長もそうだったんです。本意はそうじゃないとは思っているんですけども、まあ教育長のご発言を聞いていたら、公営というのはすばらしいというふう聞こえるんです。私には、ずっとこう世間を見回してみたら、公営にもすばらしいのがありますけれど

ども、民営にもすばらしいのがあると思うんです。今の教育長のご答弁聞いたら、公営でなけりやというふう聞こえるんですが、民営ではだめなんですか。そののところ、そんなこと言わないと思いますけれども、確かめておきたいと思いますので、ひとつご答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

民営がだめだという、そういう考えは決して持っておりません。

何が根底にあるかといいますと、いわゆるひまわりこども園の幼児教育・保育と、小学校教育のつながりという部分を考えたときに、同じ設置者である者同士のほうが連携がとりやすいという意味で、小学校については公営ですので、だからこども園についても公営のほうが連携がとりやすいという、そういう考えに立っただけでありまして、小学校が民営であれば、同じ設置者の民営でこども園もあったほうが連携がとりやすいと。そこに立場があるわけで、そういう理由でございます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

平成25年度にこういった形の流れがあったのではなかろうかというような形のお尋ねであったかと思うんですけれども、これに関しまして、後ほど教育のほうからご答弁させていただきますけれども、私自身は存じてはございませんでした。

それと、前段でのお話があった生涯学習のほうがかシルバー人材センターというような形のお話、お尋ねであったかと思っておりますけれども、そういったシルバー、そして敬老会、老人クラブ等々という形で、一つの現在のあり方ということでご説明させていただいたということでご認識をいただきたいなと思います。もちろん、団塊の世代、そして老人クラブ等々に関しましても、やはり会員数が減ってきておる、それとともに地域のコミュニティー、そういったことも勘案しながら、今回はこういった形のご答弁をさせていただいたということでご理解を賜りたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、町長のほうから25年の段階ではというお話がございましたが、法律自体は24年8月22日に成立ということで、施行が27年のこの4月1日からとなっております。田淵議員言われるように、法律が決まった時点ですぐにいろんなことがわかっている必要が、それが望ましいことかと存じるんですけれども、その時点ではまだ教育課のほうでも精査をできていなくて、そこまで把握しておりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（上田収司君） 田淵議員にお答えいたします。

一番前段のこの生き生き健康づくり等というふうなことの中で、笑顔が輝く町づくりを

進める取り組み云々の話の中で、生涯学習に関連したことが主ではないかというふうなご指摘でございますが、もちろんこういった取り組みにつきましては、やはり教育委員会だけの問題でもなく、生涯学習というのは、これは総合行政の中で進めていく観点でございますので、もちろん田淵議員がご指摘される旨の取り組みというのは、当然生涯学習論の中にも位置づけられていくものでございます。

そういう中で、これ、ただ、今の長の答弁の中では、みはま学園及びこのシルバー人材センターというのを中心に答弁しているところでございますが、それは町がかかわっている代表的な団体でございますが、それ以外にもっと地域性の高い取り組みなされている団体、ボランティアサークルというのがございまして、その中の、非常に身近な問題としましたら、今日付の地方紙にも広く報道されておりましたけれども、あるボランティアサークルでございますが、このサークルなんかの取り組み、非常に町全体的に、町の行政ももちろんフォローしていただいているようなお取り組みをいただいております。それで、会員の構成につきましても、60歳前後の方から始まって、かなり高齢者の方という幅広い年齢層の方が会員さんで存在しております。そういうことで、特にこの新聞で報道されているサークルにつきましては、高齢者の中でも若い世代、60過ぎの方がどんどん入っていただいているようでございます。それで、いろんな前歴の職域と申しますか、そういう経歴におきましても、いろんな分野で活躍された方ももちろん入っていただいておりますし、そういう方が今中核に、そういう若い60過ぎの方がそのボランティアサークルの代表者にもなっていただいておりますというそういう実態でございますが、そういう方がどんどん会員を増やしていくことによって、いろんなジャンルで取り組んでいただいているところでございます。

これは、今いろいろ行政的なかわりでは、いきいきサロンとかそういった活動の中でも取り組んでいただいているのはもちろんでございますが、今後は、こういう意気のある高齢者の方に特に指導的な立場に立っていただける場づくりと申しますか、これは教育委員会なんかの中核に取り組んでいただいたらと思うわけですが、例えば一つの方法としましたら、社会教育委員会議なんかを、もっとその辺のところの高齢者層を取り入れるような事業展開をしていくとかいうふうなことも、これ一つの選択肢でございます。せっかく社会教育委員さんというのが8名か9名かございますので、そういった方においても総合行政の中で取り組んでいただくというふうなことで進めていければと思っております。

それで、また、このボランティアサークルの一つの中核になっているのが、やはりその会員の勧誘の仕方に、非常に迅速な、アイデアを凝らした勧誘の仕方もされているようでございます。情報をキャッチしましたら、その方に対して即座にアプローチしてその会への勧誘を進めていくというふうな、非常にそういう脇役で熱心な方も何人かおられるということも聞いております。そういうことが一つのその会のベースになって、今培っているのではなからうかと思っておりますから、そういう方々の力添えというのを今後期待するところ

でございます、これからの高齢者の生き生きする、そういう団体に膨れていくことを願うものでございます。一つの事例でございますが、そういった取り組みを今後進めていければというふうにも思っております。

○議長（鈴木基次君） ちょっと待って。田淵議員の質問の中で、今後検討委員会の必要性について質問があったんですけども、それに関する答弁はございませんか。今後必要あるかどうか。今後ね。そういう質問もあったと思うんですけども、それについての答弁は。

○9番（田淵勝平君） ないんだったらいいです。

○議長（鈴木基次君） いいですか。はい、どうぞ。

○9番（田淵勝平君） まず、ちょっと異質のもの2つこれやるというかやりにくい話なんですけれども、副町長が答えてくれましたように、そういう話を考えたら随分まだ夢のある話、昨日の中西議員の質問にも行く行くはつながっていくと思うんですけども、介護保険とかそういう一連のものというやつが一番根元を支えていくということは、今、副町長が言ったことだと思います。

ですから、こんな大仰なこと言わんだらどうよと言われたときに、しょぼしょぼとなるん違うてね、いや、そうじゃないんやと。実際問題、するとしたらこういうことしかないんやと。だからこれからこれに対してもっともっと力を入れてやっていくんやと、副町長が言ってくれたような話を自信持って答えてくれたら、満足するんです、私も。

そういう話なんですけれども、私は、行政の一番根元、根幹に携わるところというのは生涯学習だと理解しておりますし、でも、その意味では執行部のほうが、私は防災企画課あたりが本来この生涯学習を担当するべきで、もう3代前の町長から、教育委員会が、教育委員会がというけれども、生涯学習という意味わかってない方やなと思ったんです。結局、こういうところでそんなにうまいこといかん、ぎくしゃくして。それは教育委員会、どうなんよ。いや、そうじゃないでしょう。シルバー人材センター、これから介護というたら、もちろん執行部のもとなんでしょう。一番根幹をなす仕事の一つなんでしょう。そこから、ひとつ今後心得ていただきたいなという意見。

それから、昨日、ある課長さんが私に朝日新聞の「地域自主組織、住民参加と行動の場」という記事をコピーして、これ読んでみいというて読ませてもらったんですけども、非常に参考になる。内容を話したらちょっと時間になりますんで、課長さんの中にも、こういうことはこうあらねばならないという考え方をあやふやじゃなしにしっかり持っておられる方がおられるんやなということも紹介しておきたいと思います。

だから、今、副町長が言った、前向きにどんどん進めるんだったら、課長さんにそういうことをやっていたら、まだまだ捨てたもんやないなという思いを私も持つておるということを1つ伝えておきます。

いま一つ、ちょっと時間も、あと一つ問題残ってあるので長くなったらいかんのですけれども、こういう子ども・子育て3法があるんで、だからもう公営しかないんやと決めて

しまうん違くて、何なら、民のほうがすばらしければ民へ売るという手もあるんじゃないですか。全くもうこの法律があるからできないんだと、もう町長も腹くくっておられるんか、くくっておられないのか、そこのところ1点お伺いします。

いま一つ。もし公設公営でいくとしたら、今のひまわりこども園の職員の待遇というのが非常に大きく上がってまいります。今後、公営でいくとしたら、臨時職員の待遇をどんなにしていくなか。経費節減のために臨時職員でええんやと。これは、正職員はそれでよいでしょうけれども、非常に不平等な話だと思います。

そのことについて、来年ころっと正職員に、それは無理な話わかっています。町長は行く行くそういう方向に進むんやとか、今後に対する、もし公営でいくんやとしたらどういう方向でいくかと、基本的なお考えをご答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

今後の問題でございますが、公設公営、また民設民営、この二通りがあらうかと思うんですけれども、公設公営、そして民設民営です。民のほうでいくというのも一つの方法ではあらうかと思っております。ただ、この辺につきましても、もちろん検討はしていきたいと思うんですけれども、なかなか民間のほうでこれを買っていただけるケースはあるのかなというのが現時点の私の考えでございます。この辺につきましても、これと、そして田淵議員がおっしゃった公設公営でいくならば保育士等につきましても正規の職員ということも、この2点に關しましたらば、ここで明確な答えというんじゃないかと、今後、先ほども私自身ご答弁させていただきましたが、何がいいのであるのかということも含めた中で、できるだけ早いうちに結論を出していきたいと思っておりますが、検討をしていきたいと、このようにございまして、これでご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） では4点目。

○9番（田淵勝平君） 検討、検討。すばらしいですな。

未来を見据えての町づくりということについて質問させていただきます。

○町長（森下誠史君） 議長。

○議長（鈴木基次君） もう次。

○9番（田淵勝平君） 何だったらいつでもお伺いしますよ。ごめん、議長の言うことや。私が言うたらいかん。ごめんなさい。いいですか。

○議長（鈴木基次君） ちょっと待って。はい、町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお願いというかお答えしたいと思うんですけれども、あくまでも決して逃げるといふような形の中で、私、検討という形で言ったつもりはございません。今、田淵議員のお話を聞いていけば、検討、検討という形のことでは、私自身、何か私が逃げているような形に思ったんでございまして、それに関しまして田淵議員はどうなんですか。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 反問ということで、カウントしないでくださいよ。

○議長（鈴木基次君） はい。

○9番（田淵勝平君） 町長、普通に考えて、私、一般質問の中の一番最初に入れさせてもらいましたように、公営か民営かということについて、我々、町長の以前から議員して、この場で議論をしている者からしたら、5年後に民営の方向で進みたいということは非常に明快な認識だったんです。それが5年来ても何の答弁もないんで、伺ったら、私だけじゃなく同僚議員も伺ったら、突然、そんなん検討やと言う。結局、長くなるけれども、4年間、検討、検討の繰り返しで、我々は24年にその法律が制定していることすら知らず、口角泡を飛ばして4年間過ごしてきたんでしょう。私、あのときも言いましたよ。私はあのときも言いましたよ。

教育委員会が答え出たのなら、それで、町長、あとは決断だけじゃないんですか。教育委員会は、財政は関係なく考えれば公営がいいと思いますという答えを出してくれた。これは町長としてどちらでも答え出せる方向や。それからしたら、その後、町長、また検討委員会つくる。そのときに私質問しましたよ。何を検討するんですかと。町長そのときは明快な答えくださらなかったですよ。議事録繰ってくださいでもいい。

そういう今までの繰り返しからして、今また検討する。一体何を検討するのかなと思うのは私だけではないと思います。町長のほうが非常に不明瞭だと私は認識している。それであるんだったら、私、幾らでもお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

私自身、検討というような形でご答弁もさせていただきました。これに関しましたらば、まず1点目が、公設公営、公設民営を含めた中で検討していきますというのは、なぜできなかったかというのは、田淵議員もご存じのとおり適化法の問題等々がございまして、それに関しまして、教育委員会のほうでまずは検討していただいたということでございます。

それで、じゃ、それならば、平成30年度を勘案した中で、公設公営、公設民営というような形の中で検討していきたい。これに関しましたらば、平成27年度に検討委員会を立ち上げるというふうな形で私自身はご答弁をさせていただいたつもりでございます。

そして、今回のことに関しましたらば、平成25年度等々に関しましたらば、私自身、先ほどご答弁でもさせていただきましてとおりに、存じなかったということもご答弁させていただいたつもりでございます。

そういった形の中でいえば、公設公営、もしくは民設民営、この二通りの方法しかないということでございますので、この民設民営に関しましたらば、先ほど私自身はなかなか難しいのではないかというような考えはあるけれども、これも一つの視野ということでさせていただいたつもりでございますので、あくまでもこの2つに関しまして検討をしていきたいということでございますので、検討、検討というふうな形でただ引き延ばしてというような感覚は持ってございません。

○9番（田淵勝平君） いいですか。

○議長（鈴木基次君） 1回だけ。

○9番（田淵勝平君） 反問に対する答弁でございます。

○議長（鈴木基次君） はい、いいです。

○9番（田淵勝平君） 時間はカウントしないでください。

あのね、町長。普通の認識。先ほどの繰り返しの部分ありますけれども、5年後に公設民営化の方向で考えると聞いていたと言ったでしょう。それを言って、きょうは25年の子育て3法の法律があるんやという話わかっても、まだ検討でしょう。これ、多分職員の方も、またこども園そのものの方向をこれから考えていこうとする人からしてみたら、表現がいいか悪いかわかりませんが、蛇の生殺しというような昔の言葉がありますけれども、非常に僕は判断しにくいと思います。

私、やっぱり町長というのは、ある程度決断力というのが必要だと思います。それはもう私じゃないんですから、あなたが決断したらいいんです。そういう話が出てきたら、あと二、三年のうちに、教育長とでも真剣に腹を割って話して、経費はかかりますが、うちところは公設公営でいきます。そのかわりに職員の方、頑張ってください。また、民営のほうでいくんでこういう方向ですと。まあ5年もかかってまだというのは、誰でも思うと思いますよ。それが正直な意見です。

ただ、それは、私は結論がはっきりしているんやというんだったらそれで結構ですけども、私、世間はそうとるとはゆめゆめ思っておりません。そのことははっきり。そこから先になると見解の相違ですね。異論があるんでしたら、いつでもご答弁させていただきます。なかったら次に移らせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 町長、いいですか、もう。いいですか。

はい、それでは次、4点目。

○9番（田淵勝平君） 未来を見据えての町づくりということで話を進めさせてもらいます。本題に入る前に、元気あふれる町へという産業の振興についての件であります。お聞かせいただきまして、私と町長の考えに隔たりがございます。しかし、この件について議論をしまいと長くなりますので、今回はお許しをいただき、次の機会とさせていただきます。

さて、未来を見据えての町づくりへについて少しお伺いしますが、「財政4指標を見る限り、美浜町は現在のところ懸念する数値は出ていない」とのご発言ですが、関西学院大学の小西砂千夫教授がこのようなことを言っておられます。

「平成20年度決算から自治体財政健全化法が本格的に適用されて以来、財政再建団体となったのは夕張市のみで、25年度決算では抵触する団体が皆無となった。（中略）同法は空振りとの悪口もないわけではない」。さらに、「財政状況を診断する物差しを独自に開発してでも、説明責任を果たすべきである」と。また、「財政診断の手法を積極的に開発し提案すべきである」と、自治日報の中で「経常収支比率再考」という題で寄稿し

ておられます。

森下町長になりまして、この経常収支比率が高い数値を示し始めました。町長は、「今後はこれまで以上に一層の行財政改革が求められていることは言うまでもなく、少ない経費で最大の成果を残せるよう、職員一人一人のスキルアップに努める」とのご発言でございますが、この比率の数値上昇の原因をどのように分析しておられるのか。また、どのように対応していこうと考えておられるのかをお示しいただきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の4点目、未来を見据えての町づくりで経常収支比率の上昇の原因分析についてでございますが、経常収支比率の推移を見ますと、平成22年度は89.6%であるのに対して、平成23年度以降は90%台に乗り、平成24年度に95.8%になったことでのご質問だと思います。

所信表明の中で、財政4指標を見る限り懸念する数値は出ていないと述べていますが、4指標が悪くないから財政状況は悪くないとは決して思っておりませんし、経常収支比率の上昇は決して好ましい傾向ではないことは承知しているつもりでございます。

上昇の原因は、医療費など扶助費の全体的な伸びと、電算委託料などの物件費の伸びが考えられます。今後の見通しですが、電算経費につきましては、平成26年度、27年度の2年間は基幹系システムに要する経費を二重に支払う必要がありますので、いましばらくは高くなります。また、医療費については、特別会計への繰出金も含め、全体的に上昇傾向にあります。なかなか経常収支比率を下げる特効薬が見当たらない現状ではございますが、増大する事務に対応しながらも、限られた人員の中で対応していきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 4指標が悪くないから財政状況は悪くないとは決して思っておりません。4指標が悪くないから財政のほうが悪くないんやと、こういうことは思っておりません。なら、もう使わないようにしましょうよ。決算のときでも、何回かこの同じフレーズが出てきます。そのたびに、財政指標がええさかいにという、それは僕どうも好きくなれません。実際、この小西砂千夫教授が、この関西学院大学の教授がそう言っておられます。

そこでですけれども、医療費などの扶助費の全体の伸びと電算委託料などの物件費の伸びが考えられますということですが、これ予算、ずっと18年からパソコンに入れているのをちょっと昨夜探してみたら、オートフィルターでかけたんで、ちゃんと表示さえ書いてくれていると拾い上がってくると思うんですけれども、扶助費と電算委託料のトータルで、新年度の予算で40,000千円、その前の年で40,320千円、その前の年で40,110千円、町長が就任された後2年目の年ですか、39,030千円、なられた年が44,250千円、一番高かった。しかし、その前、入江政権のときでも41,490千円あった。この扶助費と電算委託料の積み重ねがそんなに経常収支比率を押し上

げているという認識だったら、ちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。

ただ、繰出金、ここら辺は随分と問題あるんじゃないかなと。じわっと首を絞めてきているんじゃないかなという、私は考えておりますけれども、そこら辺、もう子育て3人目の出生祝い金も言いませんので、そこら辺の繰出金についての見解というものをひとつ。

それから、先ほど紹介させてもらいました「経常収支比率再考」ということで、小西砂千夫教授のお話ちょっとさせてもらいますけれども、この方の話を聞かせてもらいますと、「投資的経費のニーズが大きい時期では、経常経費を節約し、投資財源を生み出すことが財政運営の行動原理とされていた」。これ、つらつら読んだらわかりにくいけれども、要するに、投資をしたいというニーズが多いときには、経常経費を抑えてそれを持っていったと。ところが、この教授が言っておられるには、昔に比べて財源の対策債、結局補助率がよくなったんで、経常経費を抑えんでも割かし出てくるんじゃないかと、こういうことを書かれております。

ここら辺、ちょっと私にも実態というのは理解しかねるんですけれども、教授が言われる話を読んでいたらそうかなという気もします。しかし、私、自信ありませんので、このところはちょっとおいておきます。

お伺いしたいところ。一般財源ベースで見た歳出構造の変化が経常収支比率を押し上げたのであって、その上昇は歳出構成の変化を示しているにすぎないと言われます。これ経常収支比率というのは、どこでも、うちとこじゃなしに、もうどこでも90出るんですよ。98とか、そんな、確かにあなたの代に上がったのは事実ですけれども。でも、せめて、入江町長は90%台でいきたいんやと言うてた。それが98までぼんと上がった。こういうぼんと上がったのは別にして、90前後を示しているという中には、財政構造が変わった、そういう形の変わり方というのは考えられないんですかね。これ、私もわかりかねている。私は、やっぱりここら辺かなと思うので、町長わからなんだら総務政策課長あたりが答弁くださったら結構です。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

扶助費と電算費についてはそれほど変わっていないので、これが経常収支に大きく影響したというのではないのではないかと、まず1点目のご指摘だったかと思えます。

特に、私の感覚では、やっぱりここ一、二年は、昨年来よりあります電算のクラウド化とかいうのもあって二重払いになるというのがどうしても頭にありますもので、ここらの影響が大きいというふうな判断をしていたものでございますけれども、客観的に数値を並べてみれば、それほど大きなウエートは占めていないということなかもわかりません。

ただ、その中で繰出金です。繰出金の中には、扶助費の中にあらわれてこない、同じ医療等に資する特会への繰り出し、国保、後期高齢者、この辺がかなり大きいものだと思います。それと、繰出金の中には、その他、公共下水とかの事業会計への繰り出しもあるわけですけれども、この辺は、ここ一、二年で事業が一通りの完了を見れば若干下がること

も期待できるのかなとは思いますが、国保、後期につきましては医療費の伸びがなかなか落ちつかないという現状でございますので、まだこの先伸びていく要素は大きいのかなという感じはしております。

それと、経常収支比率の高どまりについて、歳出構造の変化があったのではないかと、今、議員がおっしゃられた先生のご指摘というのは、ちょっと私も意味が理解できないところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） もう時間も残っていないと思うので、最後にこのことについて、締めくくらせてもらいます。

町長は、増大する事務に対応しながらも限られた人数の中で対応していきたいとのことでございます。このようなことで経常収支比率の上昇に対応していくこと、これ無理だと思います。事務をこなしていくことを合理的にするだけでは、多分経常収支比率は無理だと思います。財政構造そのもの、私もちょっとまたもっと勉強します。ちょっとわかりかねる部分もあるんです、この経常収支比率の上昇の高どまりというのは。でも、このところをきちんと見抜かなんたら、もしかしたら、あと10年とかその後になって美浜町の後輩、後輩になるんでしょう、若い人たちに、随分とつまらんような財政を押しつけてしまうような危機感があります。

ただ、町長、これだけ。限られた人間の中で対応していくというようなことは無理だと私は言っておきます。町長、ご意見があるんだったら一言だけお答えください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい、田渕議員にお答えいたします。

なかなか難しいかと思えますけれども、経常経費ということでいえば、現在も、小さなことかもわからないですけども、パソコン、例えば昼休みなんかもできるだけ消灯したり、そういった照明等々も部分的に消したり、そしてあと職員の健康管理、そして負荷の軽減ということもございまして、ノー残業デー等々、そういった形の小さな形の積み重ねもやっていながら、経常経費の削減等々もやっていく、これしか、そして田渕議員が言われたなかなか難しいということも勘案しながら今後も取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時40分とします。

午前10時22分休憩

—————
午前10時40分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

4番、北村議員の質問を許します。4番 北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させていただきます。新人ですので、お聞き苦しい点、許してください。

今回、町長の所信表明の中にも盛り込まれており、そしてまた議案27件の中にもありました地方創生、また、この中の26年度補正予算でも上がっておりますが、あえて一般質問のほうでも婚活サポート事業につきましてご質問させていただきます。

町長がこのたび目標に上げておられるのが、町づくりの基本目標で、防災以外のほとんどが若者と高齢者に視点を置いた住みよい町づくりであります。この考えから、人口減少のストップが大きく繋がっているということがうかがい知れます。美浜町の婚姻者数を増やし、人口増加を目指し、町に活気を与え、超高齢化に歯止めをかけなければなりません。このことから、婚活サポート事業が重要であると考えます。

本来、創生という意味は、新しいものを生み出すという意味がございます。しかしながら、この婚活サポート事業というものは、目に見えて結果が出る他事業とは異なり、よいか悪いか、イエスかノーか、どちらかとなる事業でもございます。新しいものを生み出すどころか、損失だけが残る場合も大いに考えられます。もちろん、婚活サポート事業がだめだというお話ではなく、成功すれば人口増加への最短の近道、美浜町全体の最高の結果に繋がることは言うまでもありません。

最近では、私のようなUターンではなく、Iターンという方々もこの美浜町におられます。婚姻によって、アルファベットの「I」を男女の「愛」に変えて、この町に根づいてもらえる「愛ターン」となれるよう、恐れ多いのですが、私もいろいろ考えさせていただいております。

昨今は、婚活パーティー、ネット婚活、バスツアー、街コンなどが主流ですが、実際の成功率は全体の1割程度と非常に低い確率であると聞いております。町と密着した仕事をしながら交流を深めていく、例えば古家をリフォームして利用した合宿型、長期滞在型、例えば下宿的なやつの婚活もよいのではないのでしょうか。それには、若者の雇用対策、これが仕事、結婚し子どもを産み育てる環境、これが人、そして子ども医療、高齢者介護の充実、これが町です、を整えることが必要であり、地方創生事業の根本であると考えます。

以上を踏まえていただいた上で、町長、執行部の方の具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の婚活サポート事業についてお答えをいたします。

人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目的として、まち・ひと・しごと創生法、地方創生が施行されました。現在の社会情勢を見ますと、結婚率の低下、少子高齢化等に伴う人口減少が町の大きな課題となっており、今回の補正予算において、婚活サポート事業委託業務を上程いたしました。

婚活サポート事業委託業務につきましては、現在、さまざまな企画案を検討している状

況ではございますが、何分予算が可決していないことから、現状は検討段階でございます。

今後、各地域でボランティアとして結婚に関するアドバイスや県が実施する結婚支援事業の紹介等を行っている和歌山結婚サポーターの方や企画会社等との協議をしていきたいと考えてございます。

また、地方創生事業を実施する上で、議員がおっしゃるように、雇用対策、生活環境整備、医療福祉の充実等、複合的な施策が重要であると考えてございます。平成27年度には、多くの方々のご意見を反映した中で、今後の指標となる地方版総合戦略を策定してまいります。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。

現在、企画立案中で、予算が可決もしていないということですから、回答しにくいという状態にもお見受けします。それも重々承知の上ではございますが、再度、3点質問させていただいて、今後のプラスとなれるように記録に残しておいていただきたいと思います。

まず1点は、一般質問の部類に入るかどうかはちょっとあれなんですけれども、3,000千円という数字が出ておる婚活サポート事業、この会社、今、和歌山結婚サポートセンターですか、こちらだけではないとは思いますが、こちらだけでまず3,000千円という金額を使われるというご予定でしょうか。まずこれが1点目です。

そして2点目は、去年の11月28日、地方創生事業が国会で可決され、本町も26年の補正予算に入ってきましたが、昨日、町長もゆっくりじっくり人づくりをしていかなければならないとおっしゃっておられましたように、この婚活事業も、人口増加の人づくり、もっと練りに練って、充実な準備が必要ではないでしょうか。

先ほど町長もおっしゃっておりましたが、多くの方々の意見を反映した中で婚活の方向性を決めていったらと私は思います。今後、期待される事業、美浜町の目玉になる事業になるかもわかりません。ぜひとももう一度ご検討いただきたいと思います。

そして、最後にもう1点、私もまだ45歳と一応若いんですけれども、もうこれ以上、私も婚活はしませんけれども、私と同年代の方々もまだまだたくさん結婚を考えておられる方もおられます。秘密厳守、守秘義務というこの世の中です。先日、全員協議会でも、婚活サポート事業の具体案、仮案かもわかりませんけれども、今後帰省を予定されている学生さんや社会人さんを集めて婚活パーティーをするというふうな案もございました。

これにつきましては、例えば近所の〇〇さん婚活出たでって、まだ行ってないんやなということも考えられるので、噂になれば嫌でしょうし、また、帰省ということで、他府県に恋人、彼氏さん、彼女さんがおられるにもかかわらず同窓会的に出席されて、婚活とはちょっと趣旨がかけ離れていることも出てくるかもわからないので、いま一度、婚活の趣旨であります人口減少のストップ、超高齢化のストップ、人口増加のため、同じ町からではなく、地場産業との密着した、例えばイチゴ狩り一緒に行って、その後、婚活パーティー開こうとか、地びき網引きに行って、その後バーベキューしようとか、いろんな

野菜をとって共同でみんなで夕食をつくろうとか、そういうパーティーの取り組み方なども一度ご検討していただければありがたいと思います。

以上3点、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 北村議員にお答えします。

まず、1点目の業者の選択ですけれども、これにつきましては、まだどういった形でやっていくかというような形の中で、ご相談をさせていただいているという段階です。それで、あくまで北村議員が言われた業者にもう発注するんかとか、そういう考えはございません。

それと、2点目の十分な準備ということなんですけれども、私みたいなアナログ人間じゃなしに、若い職員さんというのは頭も柔軟というんですか、そういった形で、打ち合わせをしている中で横で聞いていても、ちょっと僕らと発想違うなというような感覚を受けます。そういった若い職員さんらを中心に、専門的な方々のご意見も聞き、こういうやり方もある、ああいうやり方もあるという中から調整をしていって、できるだけ有意義な婚活というんですか、催し物として検討していきたいと考えております。

3番の質問内容というのは、2番と同じような形という解釈を受けたんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

例えば、地場産業というんですか、町の特色を生かした婚活の場を持つという解釈、そのことに関して、例えば1日だけの婚活パーティーにするのか、北村議員が言われたような形で、1泊2日とするのか、その中で、煙樹ヶ浜の特色として地びき網、また農業体験とか、方法としたらいろいろなことが考えられるかと思います。

そのことも含めて、2番と重なるんですけれども、今決めるということじゃなしに、いろいろな形の中で検討して頑張っってやっていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） ありがとうございます。

まだこれからということで、徐々にやっていただけるということで、私も婚活のスペシャリストになれるように頑張りたいと思います。

もう質問ではないんですけれども、ちょこっと、美浜町という名前がついた町が集まった美浜サミットという、我が町ならではの企画ということで町長もご出席されて交流を深めておられるとお聞きしております。美浜町同士のお見合いもよし、同じ愛知の美浜町ですか、某テレビ番組のお見合い番組に出られましてということをちょっとこれも町長からお聞きしたんですが、こういうのにも出演依頼を美浜町からかけて、もちろん3,000千円では済みませんが、ただし、これにかかわる経済効果というのは多分物すごいものになってくると考えられます。もちろん婚活の成功率もアップとなります。今後、私も美浜町の人口の増加のために執行部の皆さんと頑張りますので、よろしくをお願いします。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分です。

午前十時五十六分休憩

—————・—————
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第2 議案第1号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第1号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

国では、多くの許認可権限を持つ各省庁において申請手続の方法が明確にされていなかったため、これを整備し、いろいろな申請受け付けに対して処理のルールを明確化するために平成5年に成立しましたのが国の行政手続法でございます。この国の行政手続法の制定を受けて、地方自治体もその業務について、国の法律に沿った形で申請に対する標準処理期間や却下する場合のルール化などを条例で定める必要があり、平成9年2月に成立したのが現在の美浜町行政手続条例でございます。

昨年6月に国の行政手続法が一部改正されましたので、これによって条例も法に沿った形で改正等が必要となりましたので、本議案を提案するものでございます。

では、条文を追ってご説明申し上げます。

第2条から第28条までの改正は、これまで平仮名表記であった該当箇所を漢字の表記に改めるとともに、第3条においては、行政処分の適用外として、「議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分」を加えるものでございます。

第31条の改正は、申請に関連する行政指導として、第1項が行政指導に従う意思のない者に対して行政指導により権利行使を妨げてはならないとなっているのに対しまして、新たに第2項として、公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、行政指導を継続することを妨げないという規定を加えるものでございます。

第33条の改正は行政指導の方式でございまして、第2項以降を1つずつずらし、新たな第2項として、行政処分をする者は当該権限を行使し得る根拠となる法令などを示さなければならないという規定を挿入するものでございます。

第35条以降の改正でございますが、まず、第35条を後ろへ2つずらして第37条とし、第4章に追加して、新しい第35条として、行政指導の中止等の求めということで、行政指導が法律の規定に適合しないと思われる場合は、町の機関に行政指導の中止等を求

めることができる規定でございます。

新たに、第36条、第4章の2、処分等の求めについては、何人も法令違反があると思われるときは、当該行政指導をする権限を有する町に対し申し出ることができる旨の規定を挿入するものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものとし、この条例改正により、項ずれなどの影響を受ける美浜町税条例の該当箇所もあわせて改めるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

昨年8月に出されました人事院勧告の内容に沿って、本俸を平均0.3%引き上げし、勤勉手当も年間0.15カ月分引き上げ、また通勤手当についても若干の引き上げを行うための条例の改正は、昨年11月の臨時会でお認めいただき、既に適用されているところでございます。

その際の細部説明の中で、今回の改正は2段階になっていて、来年3月に改めて4月1日からの給料表の引き下げに係る条例改正を提出いたしますと申し上げましたのが、今回3月議会にご提案いたしました本条例でございます。

では、条文を追ってご説明申し上げます。

第24条の改正は管理職員特別勤務手当でございまして、第1項で字句の整理を行うとともに、新たに第2項として、週休日以外、つまり平日の午前0時から午前5時まで勤務

した場合もこの手当の支給の対象に加えるとしたものでございます。これまでには休日の緊急に勤務した場合にのみ支払われていたこの手当を、台風等で平日の深夜午前0時から午前5時までの間に勤務した場合も支給できるように改めるものでございます。

第27条の改正は、昨年11月議会での条例改正の際に、勤勉手当を年間0.15カ月上乗せするのを12月の勤勉手当の1回で上乗せしていたものを、これを平成27年度からは6月と12月の年2回の勤勉手当に半分に分けて上乗せするために、支給月数を変更するものでございます。6月と12月に分けて上乗せするので、年間に支払われる期末勤勉手当の月数には変更はございません。

また、同項第2号の再任用職員についても同様でございます。

附則第2項の改正は、現在6級の職員で55歳以上の職員は当分の間、給料、手当などが1.5%減額されることとなっておりますが、この当分の間という期間を平成30年3月31日までの間と改正するものでございます。

附則第5項の改正についても、勤勉手当の上乗せ分の月割りが変更されたことに伴う減額の率の改定でございます。

最後に別表の改正でございますが、11月臨時会でご説明いたしました、給料表は全体の平均として2%引き下げられてございます。ただし、若手の職員が対象となる1級と2級の途中までは引き下げ額はゼロでございます。給料表のつくりが、級が高くなって号が高くなるほど引き下げ幅が大きいということになっており、5級、6級の高い号俸では10千円を超える引き下げ額となっております。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行いたしますが、経過措置として、この給料表に切りかわる以前から引き続き適用を受ける職員が4月1日の前日に受けていた給料月額が新しい給料表の金額より高い場合は、平成30年3月30日までの3年間は現在の給料月額を保障する、いわゆる現給保障とすることとなっております。

以上、簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 昨年の給与改定とセットというお話でしたけれども、人事院勧告によると、人事院勧告はどういう理由でこの給与の改定をする必要があるという判断を下しておるのか、そこら辺の理由をお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 昨年出ました人事院勧告でございますけれども、基本、昨年0.3%アップとなったのは、民間の景気も少し上向きということで民間の給与が上昇傾向にあるということで、公務員の平均給与よりは民間給与が上回っているということで、昨年については4月にさかのぼって0.3%のアップという内容のものだったわけでございますけれども、それとあわせて出た勧告の中に、やはり特に年齢の高い方、職員さんについては、バブルの時代を経験してきた職員さんという方になるかと思うんですけれども、

そういう方について総体的に給料が高いというふうな傾向がやはりあるということで、若い人については去年アップしたそのままの額を引き継いで、ある程度年齢の高い方については全体的に抑えていこうという人事院勧告内容となつてございますので、去年の人勧については2段階セットで、若い人については民間給与が上がっているので給与をアップするけれども、年齢の高い方については給料を抑えていくという目的の勧告であると、そういうふうに理解してございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 総務政策課長、上手に説明しますね。

きのう、ベア発表されたら、大手企業というのが随分と給料がアップされている。しかし、中小企業、70%以上を占める中小企業そのものは、結局いろんな消費税も含めて物価が値上がりしている中で決して上がっているわけじゃないんですよ。というのは、今おっしゃいますように、バブルを経験した職員の方の給料を下げるといふ、これは世間比べて給料がよ過ぎるといふ判断なんでしょう。課長はそう説明されなかったけれども。

3回ぐらいで質問というの切らないかということになっているんで、もう一歩突っ込んで説明させてもらいますけれども、依然として日本経済というのは、アベノミクスの効果というのは日本全体に行き渡らん。その中では、やっぱり基本的には不況の風が吹いている。だから、人事院勧告のほうも、職員といふか公務員の給与をちょっと下げようという話です。

そのことから何を言いたいのかと申しますと、この間の臨時議会で町長は報酬を元に戻すと。元に戻すといえども、70千円ほど月に上がるわけですよ。それで職員の給料は現実下がるわけなんです。そういうことからしてみたら、議会が町長、下げなさいと言ったわけでも何でもありません。高野議員なんかは、町長はそのまま給料あるべきであるということをお初めから言っておられます。そんな中で、自ら下げたおいて、ほかの職員の給与が下がるというのに、わしは元に戻すんだと。簡単な話、70千円値上げでしょう。それを我々ここで審議せずに終わって、はい、そうですか、執行部の言うとおりでですか。美浜町の良識といふか常識、どこへ行ったんかと思えますよ。町長、そのことについて一言ご答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

前回は私自身ご答弁をさせていただきましたとおり、私の任期中に1割減が望ましいというふうな形の中で私自身はさせていただきます、今回は元に戻させていただきますということをご答弁させていただきましたが、今回もその方向でご答弁しか、私自身、言いようがありません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） これ3回目ですよ。

そのことはよくわかっておるつもりです。私が質問したのは、周りの職員が全部下がるのに、議会から下げいと言うたわけでもないけど自分で下げる、任期中。任期はまだ続いているんでしょう。気が変わったら変わるんですか。それで上がるということに対してどう考えますかと聞いているんですよ。これ2回目の質問と全く同じこと。町長は私の2回目の質問に答えておられないんですよ。それはこの間の臨時議会でも今の答弁は聞かせてもらいました。

もう一度。

もし町長がご答弁ないようでしたら、あと、特別職で残るとなったら副町長と教育長でございます、この特別職の絡んでおられるの。周りの職員が給与を下げるのに、私は特別職ですから、そこら辺について、もし町長がご答弁になられなかつた副町長なり教育長あたりがお考えがあるようでしたら、私、下げなさいとは言いませんよ。これ、良識的な話として聞いているんです。町民も非常にこういうことについて敏感になっておられます。もし町長が答弁を繰り返されるようでしたら、ほかの特別職の方のご答弁でも結構ですので、私もこの席から外れて住民の方に説明のつくように、うちとこの執行部、いわゆる特別職の方はこう言うておられますよということを伝えるべく、ご答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員、先ほども私自身ご答弁させていただきましたが、今回こういった形で引き下げということと、そして現給保障というような形で先ほどご説明をさせていただきました。あくまでも私自身のことでございますが、1期目ということで、これにつきましましたら1割の減という形で、任期中、1期の任期中ということでさせていただいて、そして2期目につきましましたら元に戻させていただいたということでございます。あくまでも元ということで、常識等々の件は私自身は何もない。ただ、あくまでも元に戻させていただきましたということでございます。

○9番（田淵勝平君） もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○9番（田淵勝平君） 2回目も3回目も質問同じこと言います。元に戻るのにはよくわかりました。そういう意思やとよくわかりました。周りの職員が下げるのに自分は下げないということは何とも感じないんですかという見解をお尋ねしているんですよ。

これで同じこと3回目やけれども、うちの議長厳しいんで、あんまり、これで4回目になるんで、聞いたら。町長、ちゃんと答弁くださいよ。

周りが下がるのに何とも思わないんですかと聞いている。いいんですならいいんですと言うてもうたらええんや、それで。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

何も思わないのですかというんじゃなくて、私自身は2期目ということで元に戻させていただきましたということとともに、あくまでも、何も思わないんですかって、何か誘導尋問した形にも思うんですけれども、あくまでもというような形しか私自身はご答弁のしようがないと、かように思います。

○議長（鈴木基次君） ほかにご質問ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第3号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

これまで当町では、実印を押した票を印鑑登録票と呼び、表記もしていましたが、今回、これを印鑑登録原票と表記する必要が生じたので、条例中の該当する字句を改めるものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、平成27年4月1日から新しい教育長が置かれることとなり、この新教育長は議会の同意を得て町長が任命することとなります。これに伴い、幾つかの関係条例の改正や制定が必要となりますので、今回、ご提案していますのが議案第4号から議案第6号でございます。

現在の教育長の任期は平成28年9月となっており、それまでの間は経過措置でございますが、制度的には先行して取り組む必要がありますので、今回、改正条例を提案するものでございます。

まず、第1条として、美浜町課設置条例の一部を改正するものでございまして、新教育長制度の導入により、地方自治体の長は総合教育会議を設けることと定められていますので、この会議の事務と担当する課として、総務政策課にその事務を追加するものでございます。

第2条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、現在の教育委員長と教育長が一本化されて新教育長になりますので、非常勤特別職の一覧表から教育委員長を削除するものでございます。

第3条でございますが、新教育長が議会の同意を得て町長が任命する特別職という位置づけになることから、その給料その他について、現在の町長、副町長の給料、その他の給与と条例の中に追加するという改正でございます。

第4条については、新教育長の給料等が町長、副町長と同じく定められることにより、これまで別の条例として定められていました教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するという規定でございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行いたしますが、現在の教育長の任期があと1年半残っていますので、第1条の課設置条例の一部改正を除いて、残任期間中はこれらの条例の改正、廃止等は適用しないという規定になってございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

ここに直接ということではないんですけども、平成26年、去年の第2回の定例会で

私が、昨年6月に地方教育行政のほうで改正をされまして、教育長と教育委員長が一本化するということで質問をしましたところ、古屋教育長からは、新教育長の権限が強くなり過ぎる懸念があるというご答弁をいただきました。そして、教育委員会の仕事というのは、一番中心になるのが子どもたちに対する教育、将来美浜町を担っていく子どもたちが健やかに成長し、立派に育っていってもらい、そのための教育を援助している、また一般の方々にも生涯学習を行ってリードをしていくと、このような答弁をいただいております。

そこで、今回これで新教育長ということで、本町では来年の9月からだそうですけれども、新しいこの一本化した教育長が誕生するというございますけれども、本当に教育委員会というのは戦後置かれたもので、何のために置かれたんかということを考えたとき、これは戦前の国に統一された地方集権的な教育、これを反省して、国民を戦争に駆り立てていった、このことを反省して、教育の地方分権、教育の民主化ということを求めて教育委員会というのが置かれたと思います。その趣旨に沿って、古屋教育長も、教育委員会の仕事というのはこういうことだというご答弁をされているかと思っておりますので、そういうことを前提にして、この新しい今回の条例では、先ほど細部説明でありましたように、この新教育長は議会の同意を得て町長が任命することとなりますとありますが、そこで、従来は教育委員を議会で同意していたわけですが、そのときは名前だけでよかったんですけれども、新たにこの新教育長という、その教育委員の互選で選ばれるのではない新教育長となるので、議会が同意するというようになっておりますので、これはちょっとあれなんですけれども、私は同意を、今までの教育委員も同意、簡単にしていたということではないんですけれども、しっかりと責任を持って同意をしたいと思っておりますので、その教育長のどういうふうに教育に対する考え方を持っているんかという、その所信表明というんですか、そういうのを聞かせていただいて議会で同意をしていきたいと、このように考えていますが、これ条例にはないんですけれども、そういうことはつけ加えてもらえたらという質問と、それから提案みたいなことになったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ただいまのご質問に答えていいものかどうか、ちょっとわかりにくい中身なんですけれども、地教行法の中に、そういった意味で議会の中で同意されるような形でのアピールというんですか、そういった体制をとることが必要であるというふうなことも書かれておりますので、それはやぶさかではないというふうに私自身は思っております。それはもう皆さん方で同意していただけたら結構じゃないかなと、そのように思っております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えしたいと思います。

これに関しましては、今の教育長でございますが、平成28年9月までの任期ということでございますが、その後というようなケースになろうかと思います。少し時間がございますので、それで時間を頂戴しながら検討してまいりたいと思っております。おっしゃるとおり、

県のほうも所信表明とか、そういった形もあろうかと思えますけれども、そういったことも勘案しながら前向きに取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） いいですか。はい。

ほかに。高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

この教育行政というのはすこぶる多重行政で、今までしにくかったと思うんですが、ぼちぼちこういう体制になってきたということは、むしろいいことではないかなと思っております。

そこで、教育長ではなくて町長に、今後の教育長におかれましては議会の同意を得て町長が任命するということでありますので、今までですと、それは町長部局のことやないと、教育部局のことやということが多々あったようにも記憶しておりますが、町長におかれましては、今後教育部局とのお付き合いをどのようなお考えで、心構えでやっていくおつもりなのか、この1点のみを町長にお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えしたいと思います。

私自身、今までも気持ちも同様だったんですけれども、教育ということは大事という形の中で今までも連携を密にしておったんでございますが、今後、こういった形のほうで長が任命ということでございますので、さらなる連携を密にしながら、また自分の意見等々もそこで申し述べながら、前向きに、まず第一義は教育ということでございますので、ともに育む、また子どもたちが健やかに育つ、そういった環境づくりのために今後とも教育行政ということで邁進していきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 猶予期間があるというので検討していきたいという話なんで、それまでにお話もまた聞かせてもらう機会があるかと思います。私も、中西議員がおっしゃるように、町長のほうから議会にかけるときには、この教育長はこういうことを求めていますとかきちんと紹介した上で議会に諮っていただきたいと、ここのところは私も希望しておきます。

それですけれども、もう少しこれ、本来だったらもっと条例を決める時点で町長が教育長の大綱を決めないかんとということもありますよね。ここら辺のところ、どういう意味でどうしたいという話を聞きたいんですけれども、それはもう置いておきましょう。

そこで、ただ、ここの総務政策課の中に総合教育会議に関することというのが、事務が入ってきますよね。ここら辺、ちょっと私わからないので教えてほしいんですけれども、本来、私のイメージからしてみたら、教育というものは町長部局の中に入るんじゃないし、あくまでも独立した形というのが望ましい。農業委員会などもそういう方向になるんでしょうけれども、そういうイメージ持っているんです。そこで、総合教育会議に関するとい

うことが総務政策課へ入ってしまうということについて、ちょっと独立してあるほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、ここら辺はこれで何の支障もないんですか。違和感、私は感じますが、これは感じ過ぎなんですか。そこら辺についてちょっと説明いただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ちょっとお答えになるかどうか分からないんですけども、新しい新教育長の法律によりまして、総合教育会議というのを開催しなければならないというふうになっております。これは町長がこの会議を招集するというようになっておりまして、これまでのように教育委員会の中にこの開催する事務局を持つという形にはならないだろうという判断のもと、なかなか総務でそしたらこの辺わかるのかと言われれば、ちょっとまだこれからという話になるんですけども、町長部局の中で会議の開催をつかさどる部署を置かなければならないという判断から、総務政策課にこの事務を置くという判断をしたものでございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 私のほうがわかってないのかもわかりませんが、結局、首長が総合教育会議というものを招集するわけなんでしょう。町長が教育長を任命する、こういうことになるわけでしょう。だからといって、教育委員会やないけれども、学事課というんか教育課というんか、課はないようにならないと思うんです、私の考えでは。そうならば、町長が教育長なり総合教育会議というのは開いても、それは結構だと思うんです。ただ、余りにも専門性があり、またある程度独立すべき性格のものからしたら、昔は学事課長というんか教育課というんか、そこのほうに総合教育会議に係る大綱の策定に関することというの、ここで扱ったほうがベターだと思う。これちょっとこの総務政策課のほうに入れるというのが本当に適切なのかなと思うんです。今言うてるように教育課という課はなくなっていくんでしょう。ほんなら教育課のほうは何をするんですかと言うたらちょっと語弊があるかな。ちょっと私の質問の趣旨わかっていただけでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員のご質問にお答えをいたします。

今現在は教育委員会というのが独立してあり、その下に教育課というのがございます。田渕議員ご質問の総合教育会議というものですけれども、これはメンバーといたしましては教育長を含めた5人と町長で構成をされます。その中で決めることは、大綱とありますように、物すごく大きな方針というんですか、町の方針というのを決めます。細かいことについては今までどおり教育委員会で決め、そのことについて教育課が事務を執行していくというイメージになります。だから、町として首長部局と教育委員会が別の方向を向いていたらなかなかうまくいかないので、大枠、大きな方向はそこで決めていこうという、そういう趣旨でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第5号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

ただいまご審議いただきました前議案により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例が廃止されたことによりまして、給与の面では町長、副町長と同じ特別職となるのでございますが、勤務時間その他についてはこれまでどおりの一般職の職員の例によることとするため、新たに本条例の制定が必要となるものでございます。

つまり、町長、副町長には勤務時間、休暇などは特別な定めがございますが、教育長については、新教育長になっても勤務時間、休暇その他については従来どおり一般職員と同じということでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行し、これも前議案と同様に、現在の教育長の任期中は改正後の条例は適用しないということでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第6号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

前議案でご審議いただきましたように、新教育長の勤務時間その他については一般職の職員の例によると定めたところでございますが、一方で、教育長特有の公務により、一般職とは別に職務を免除されるべき場合がありますので、この条例におきましては、第2条として、あらかじめ美浜町教育委員会、またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるという規定を設けるものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行いたしますが、前議案と同様に、現在の教育長の残任期間中はこの条例は適用しないものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

現在ある美浜町手数料徴収条例第2条第15号に、鳥獣飼養登録票の交付について料金が定められているものでございますが、この根拠となる法律の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布されたことに伴い、引用する法律の名称を改正するものでございます。

国の法律の公布の日から1年以内において政令で定める日から施行するとなつてございますので、附則といたしまして、この条例は平成27年5月29日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 質問というほどのことじゃないんですけども、この間ちょっと住民の方から、昔はメジロ飼うのに許可云々というような話したとき、昔は我々子どものころ、そんな登録もらいに県事務所のほうへ行ったよねというような話したときに、現在美浜町でこの鳥獣飼養登録票というのはどういう動物に対して何件ぐらい、おおよそで結構です、住民課になるか、どこになるか知らんけれども、発行されているのか。こういう動物に何件ぐらい出ていますよという、おおよそで結構ですので、この機会ですでお教え願えますか。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松下太一君） 田淵議員にお答えいたします。

この手数料はメジロでございます。それで、今現在、野鳥の飼育と申しますか、これはもう原則的には許可できません。されておられません。それで、今現在、うちのほうでは1件、1匹でございます。その1匹3,600円の手数料いただくわけなんですけれども、このメジロ、今現在、美浜町にあるメジロ1匹が亡くなりますと、多分後はもう許可はないやろうということでございます。ほかのほとんどの野鳥はとってはだめですよということになってございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと課長、お教え願いますか。

それは、もう今は、我々が子どものころにとってきて、その後、県事務所のほうへ行って許可くださいというような、あれ幾ら、300円ぐらいやったように記憶しているんですけども、そういうことはもうないということなんですか。ちなみに、この鳥獣というのはメジロというお話でしたけれども、ほかのものも含めてもう飼えないと。基本的には法律で飼えないということになっているんですか。それとも、それはまだもしちゃんと正規の手続きして、僕飼いたいんですよと、私飼いたいんですよというたら受け付けるということなんですか。そこら辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松下太一君） お答えいたします。

昔、よくもちでとったりしていた部分を覚えております。しかし、今現在は基本的には、原則はもう鳥獣の飼育は許可されない。この原則と申しますと、あとは、例えば高齢者で寝たきりの人が、ずっとメジロが大好きで何とかメジロを死ぬ前に見たいんやというような、こういった特別の理由があれば何とかなるんじゃないかなというふうには県のほうも申しておりますけれども、原則はもう許可はしないということでございます。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ございませんか。龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神です。

今のことですけれども、メジロのほかに野鳥ということなんですけれども、ツバメとかヒバリとか、家のところによく巣をつくりにくることもあると思います。それで落ちて、私、小さいときに飼って放したことがあるんですけれども、何か基本的な子どもみたいな質問で申しわけないんですけれども、そういうときも、ほんのその巣立つまでの間やけれども、ちゃんと3,600円を払って提出しなければいけないということなんですか。お願いします。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松下太一君） 今現在、私もちょっと細かい、どういう鳥がどうのってちょっと資料持っていないので申しわけないんですけれども、例えば狩猟鳥獣、カラスとかカモとか、これは狩猟を目的としてとってきた場合は飼育は認められるという場合がございます。しかし、今、議員さんがおっしゃいました、うちもようスズメが上から落ちてくるんですけれども、それを育てる、ここはその許可には該当しないんじゃないかなと思います。これもちょっと私も確かじゃないので、もう一度それは調べさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） すみません。ではよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

再開は2時35分とします。

午後二時二十四分休憩

—————・—————
午後二時三十六分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第9 議案第8号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 失礼しました。少し時間遅れまして申しわけございませんでした。

議案第8号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本議案については、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から実施されることに伴いまして、法の趣旨に基づき、規定の変更等が求められる部分について改めるものでございます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、内容に沿ってご説明申し上げます。

第1条については、従来、認定こども園が児童福祉法及び学校教育法に位置づけられていたものが、今回の新制度において認定こども園法に位置づけられることによる根拠規定の変更によるものでございます。また、認定こども園法においては、園で行う事業について「教育及び保育」と記述されていますので、本条例中においては事業の内容を「教育及び保育」と表記しています。

同様に、旧条例では保育の実施等、「実施」という表記がされていましたが、認定こども園法においては「提供」という表記がされています。よって、本条例においても、法との整合性を保つため、従来「実施」と表記されていた部分を「提供」と表記することとしてございます。

第2条の事業内容についても、従来の児童福祉法及び学校教育法に基づき行われていた事業内容が、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に統合、整理されたことにより、改めているものでございます。

第8条については、教育及び保育の提供基準が条例委任ではなくなり、内閣府令で一元的に定められることとなったことにより、内閣府令の規定を参照することと改めるものでございます。

第9条は、教育及び保育の提供の申し込みについて、その保育の種類が従来の短時間保育、長時間保育の区分から教育標準時間、保育短時間、保育標準時間と変更されたことに

よる教育及び保育時間等の変更を規定するものでございます。

第11条については、教育及び保育の取り消し規定の根拠が内閣府令に一元的に定められたことにより、改めるものでございます。

第12条、第13条は、保育の区分名称が変更となったこと等により、表記を改めるものでございます。

第15条は、延長保育等の減免規定について、従来では減免規定が所得税等により判断されていたものが、今回の新制度では、その住民税の所得割によって判断されることとなったことにより、所得税に関する表記を削除するものでございます。

第16条の保育料については、保護者が保育料を納付しなければならないことを明記した上で、その保育料は、子ども・子育て支援法において内閣総理大臣が定める基準により算定した額が適当であるとの考えを示すものであります。また、利用者負担額を別に町長が定めることを規定したものでございます。

第17条から19条については、第15条による理由と同様でございます。

第20条の給食費については、教育標準時間認定の子どもの旧制度における保護者負担額が従来どおりとなるように規定するものでございます。

別表第1では、従来の短時間保育の実施を行う子どもが、教育標準時間の対象である1号認定の子どもと規定されることにより、表記を改めるものでございます。

旧別表第2については、利用者負担額の規定を別に町長が定めることとしているため、削除しているものでございます。

別表第2については、延長保育料算定の際に参照する表が変更されることに伴い、表記を改めるものでございます。

別表第3については、認定する子どもの表記の変更等により、改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行となります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

幾つか一遍に言うていいですか、質問。

○議長（鈴木基次君） 区切ってください。

○10番（中西満寿美君） はい。まず、字句の改定がありましたね、実施を提供にするとか、保育・幼児教育を教育及び保育とか。そのあたりの、10条では保育の実施が非常に長くなったとかあるんですけども、これは単なる字句の変更で、実際の保育というか、その中身には変わりはないのかどうかということ。

それから、2つ目は、第8条で1から7が削除された。その理由として内閣府令の規定にあるのでということでしたが、内閣府令の規定というのは、この1から7と同じような

ことなのかということ。

それから、3つ目は、第20条ですか、給食費を別枠徴収としておりますが、これはやはり保護者への負担を軽くするというような意味があるのでしょうか。まず、この3点をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、実施を提供に変えたりとか、教育及び保育に字句を変えたことについてですが、これは法の趣旨に基づき変えたということで、内容としては実際はそんなに変わらないと思います。ただ、その実施を提供ということに変えたということについては、実施というのはこちら側がやるだけというか、でも、提供というのは相手のことも意識するという意味がこの言葉の裏には含まれているかなとは認識しております。だから、相手に対して責任を持ってやっていこうよという、そういう法の趣旨がこの言葉にはあらわれていると私は認識しております。

それから、2点目の第8条の内閣府令を参照ということですが、これは今までも同様の記述があったんですが、新しい内閣府令の中身につきましては、求職活動中というんですか、そういう場合にも当てはまるよというようなことが定められております。今回から内閣府令に一元的に決めるということですので、改めて条例に同じことを記述するというのはちょっと不適切なのというか、内閣府令を参照するというのがぶれがないということになりますので、今回は府令参照ということで書かせていただいております。

それから、3点目、20条のところですが、給食費を別枠で徴収ということがあったかと思うんですが。ちょっと待ってください。

給食費につきましては、従来、2号認定、3号認定といいます、つまり保育所関係の人については従来の保育料の中に含まれておりました。1号認定と申します幼稚園扱いの人たちについても9千円の徴収をしておったんですが、その中に給食費も含んで書いておりました。ですから、今回も同じようにするというのと、もう一つは、1号認定、つまり幼稚園に当たる人たちの利用者負担額の表の中には給食費を含まれていない表に今回新しい制度でなりますので、今まで幼稚園認定、つまり1号認定でおった人も今までの支払いと遜色ないようにするために、ここにちょっと長々と記述させていただいていると、そういうことになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 内容は変わらないとか、内閣府令の規定では求職活動中というのが入っているということですね。そんなに変わらないかと思うんですが、そこで、1、2、3の質問は大体わかったんですけども、新たに一つは、保育料について、どのようになるか。保育料については、給食費を別枠にして、できるだけ従来と変わらないような負担額にするように工夫されたようにお聞きしたんですけども、一体この新しい条

例の中で、保育料といいますか、それはどのようになっていくのか。例えば、従来でしたら短時間、1号認定ですか、一律9千円でした。そのようなことが今回は変わってくるという聞いてはすけれども、どのようになっているのかということをお教えいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 中西議員のご質問にお答えをいたします。

保育料のことですが、今回から一応名前としては利用者負担額と呼ぶようになるんですが、議員さんにお配りさせていただいております子ども・子育て支援法の施行細則の案という中のページめくっていただきますと、別表の（第5条関係）というところから利用者負担額のことを載せさせていただいているんですが、これ、今までこども園条例の中に記述していたものを町長が定めるということで施行細則の中に今後記述していきたいかなと考えているところです。

今までとの違いですが、今、中西議員がご指摘されましたように、1号認定、つまり幼稚園扱いの方については、一律9千円ということでした。これは給食費込んです。それが今回からは、そのページの1号認定子どもの表にありますように、所得に応じて5段階に分かれるということになりました。その分け方は、町民税の所得割を基準に分けるということになります。

ここの表の金額ですが、これ、国の基準というのがございまして、国の基準よりも必ず安くしなさいというのが決まりでございまして。だから、従来からも国の基準よりは安くしておりましたが、それに準じて、ここでも金額を決めさせていただいております。これ、国の基準よりもかなり安くなっているというパターンでございまして。

ちなみに、その表の中の例えば②の第2階層でいきますと、そこ3千円と書いてあるかと思いますが、従来であれば、みんな一緒に9千円だったと思います。9千円が3千円になったということで安くなっていると思えると思うんですが、実際には、ここには給食費の4,500円というのが含まれていませんので、実際は、今までのイメージでいけばこれ7,500円のイメージでございまして。だから、そこについてもちょっと安くなっているという、そういうイメージでございまして。

あと、2号認定、3号認定というのも、その下に表があるかと思いますが、2号認定というのは、以前でいきますと長時間保育の3歳以上の長時間保育に当たります。3号認定というのは、長時間保育なんだけれども、ゼロ・1・2歳の小さい子を指しております。

これ何が変わったかと申しますと、1号から8号までの区分は変わらないんですが、この分け方が、今まで所得税を見て分けていたのが住民税の所得割で分けていくということになっております。この分け方については、国のほうで精査をして、今までの階層がほぼ変わらないようにということで区分を金額を分けておりますので、美浜町の金額につきましては、今までの区分の金額を横にスライドさせておるだけです。それが1点です。

もう1点ですが、2号認定の中にありますように、保育標準時間と保育短時間、これ2

つに分かれていますと思いますが、今までこれは1つでした。それが2つに今回分かれました。どう違うかといいますと、保育標準時間というのは、家の方がたくさん働いているので余り保育ができにくい、最大が11時間保育をするという、今までで言う長時間保育と一緒にです。横にあります保育短時間というのは、働いているんだけど、そんなに長く働いていないので、こども園としては最大8時間見るよという、ちょっと見る時間が短いというパターンです。これにつきましても、国の指導によりましては、利用者負担額の差をつけなくても別に構わないということになっていたんですが、美浜町といたしましては、見る時間が短いのでちょっと安く設定をしているということになります。全部これは400円引きで考えております。国の試算によりまして、保育標準時間のマイナス1.7%ぐらいにしたら、ちょうどいいぐらいになるかなという試算もあるんですけども、その計算をずっとしていきますと、400円前後ずつとなっていくんですが、端数が出て何かややこしくなってくるので、もう一律マイナス400円ということで設定をさせていただいていると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） この表で見てわかったんですけども、これは4月に入園する児童からの適用となるんですか、それとも在園というか。それから、これは従来、今までのと、例えば1号認定子どもの2段階の人は1,500円安くなったということですね、一律9千円だったのが。それが、2号認定子どもとか3号認定子どもでも、やはり今までの保育料、今回は保育料と言わんそうですけども、保育料と比べてどのようになっているかということ、その2点をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 中西議員のご質問にお答えをいたします。

適用につきましては4月1日以降でございますので、来年度からということになります。

それから、2点目で、2号認定、3号認定の子どもの利用者負担額ですが、そんなに変わらないのかということですが、基本的には今までとできるだけ変わらないようにということをしています。ただ、所得税で見ていたのが住民税の所得割で区分を決めていますので、その境界線におった人は保育料が上がったり下がったりとか多少ありますが、ほぼ変わらないようにということと設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 同じ質問ですか。別の質問。

○10番（中西満寿美君） 同じって、それに関連して。

○議長（鈴木基次君） はい。

○10番（中西満寿美君） そしたら、この利用者負担というの、これは1号認定の場合は4,500円が含まれていないけれども、2号認定、3号認定はもう4,500円が含まれているということですね。

○議長（鈴木基次君） はい。

○教育課長（西端成太郎君） 4,500円というのは給食費のことを指しているのかと思いますが、それは含まれております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町立ひまわりこども園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります新旧対照表についてもご参照ください。

平成24年4月6日、国民健康保険法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険法の第72条に1条が追加されたことにより、条例の中に引用する部分の項にずれが生じたことで、第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時五十九分散会

再開は、20日午前9時です。